

## 事業系食品ロス削減トライアル補助事業募集要領

### 1 趣旨

本県が令和2年度に実施した食品ロス実態調査によると、本県における食品ロス約5.1万トンのうち、約40%にあたる約2.0万トンが事業系食品ロスとなっています。

また、令和3年3月に策定した愛媛県食品ロス削減推進計画では、2025年度（令和7年度）までに2020年度（令和2年度）比で本県の食品ロス量の10%削減を目指すことを推進目標としています。

そこで、愛媛県では、資源の循環的な利用を図り、事業系食品ロスの削減につなげるため、食品関連事業者が課題に応じて、食品ロス削減に取り組むために必要な経費の一部を補助します。

### 2 対象事業者

応募できる事業者は、愛媛県内に本店、支店、営業所、事務所、店舗その他の名称のいかんを問わず、事業を行うために必要な施設を有する食品関連事業者であって、食品ロス削減に取り組む事業者です。

※「食品関連事業者」は、食品リサイクル法関係業務で区分する食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の4業種のうち、別表1に規定するものとします。

### 3 対象事業

応募の対象となる事業は、対象事業者が課題に応じて取り組む食品ロス削減対策であって、補助金交付決定日から令和4年3月18日（金）までに完了するものです。

ただし、国、県又は市町からの助成その他の公的助成を受ける事業は、対象になりません。

### 4 補助対象経費、補助率及び補助金額

補助の対象となる経費は別表2のとおりです。

補助率は補助対象経費の2分の1以内で、補助額の限度は1事業者につき20万円を上限とします。

### 5 事業実施の要件

本補助金は、食品ロス削減の普及促進を図るために実施する事業であることから、事業実施に当たっては、本事業で取り組む食品ロス削減対策を自社ホームページ、ブログ、SNS等で幅広く情報発信することを要件とします。

### 6 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和4年3月18日（金）までの間

## 7 応募方法

この要領に添付している申込書に必要事項を記入し、次の書類を添付の上、募集期間内に愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課計画推進グループに持参するか、郵送又はメールで提出してください。

- (1) 申込書（事業計画書及び収支予算書を含む。）
- (2) 事業概要、経費の内容がわかる資料（事業の実施要領やパンフレット等）
- (3) その他参考となる資料

## 8 募集期間

令和3年5月7日（金）から予算上限額に到達するまで

※一次締切 令和3年5月31日（月）

二次締切 令和3年7月30日（金）

最終締切 令和3年9月30日（木）

## 9 選考方法

応募の選考は、一次、二次、最終締切毎に書類審査により行い、本事業の趣旨に合致していると認められるものについて、採択します。

また、予算の範囲内で補助金を交付するため、補助金希望額に沿えない場合があるので、あらかじめご了承ください。

## 10 結果の通知

選考結果は、応募のあった全事業者に文書でお知らせします。

## 11 公表

補助対象事業は、事業者名、事業名、事業の種類及び事業内容を公表します。

※本事業は、食品ロス削減の普及促進を図ることを目的としているため、補助を受けている事業者の取組みを県ホームページ等で紹介するなど、県民や事業者に対する情報発信を積極的に行います。

### 【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 循環型社会推進課 計画推進グループ

TEL : 089-912-2356（直通）

E-mail : junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp

別表 1

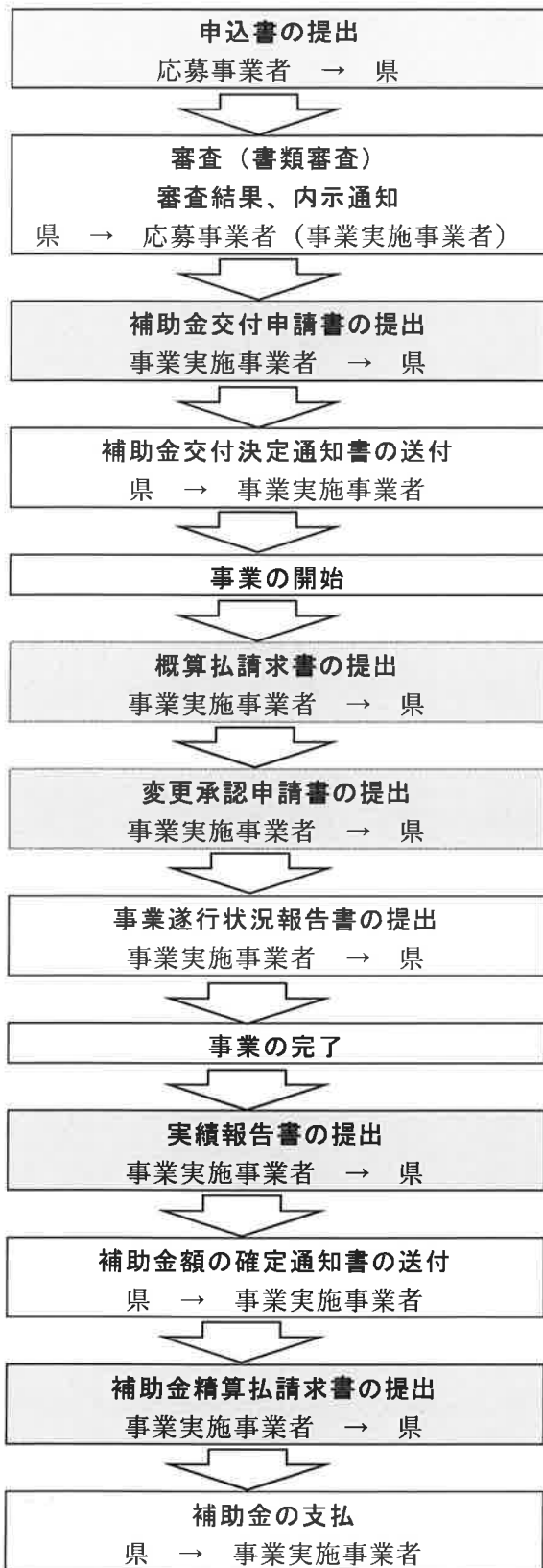
業種分類	日本標準産業分類上の分類
食品製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 101 清涼飲料製造業 102 酒類製造業 103 茶・コーヒー製造業
食品卸売業	52 飲食料品卸売業
食品小売業	58 飲食料品小売業
外食産業	45 水運業 452 沿海海運業のうち、 4521 沿海旅客海運業 453 内陸水運業 75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・宅配飲食サービス業 78 その他の生活関連サービス業 796 冠婚葬祭費のうち、 7962 結婚式場業

別表 2

経費区分	内 容	支出科目	
		共通科目	個別科目
①PRイベント開催費	食品ロス削減PRイベント等の開催に必要な経費	専門家謝金 (コンサルティング費・受講料等を含む。)、 旅費、会場使用料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、ソフトウェア導入費、機械装置等購入費・改良・賃借料、委託費	出展料、保険料、広告宣伝費
②フードバンク活動団体連携費	フードバンク活動団体等との連携に必要な経費		建物賃借料、車両賃借料・改良・修繕費
③経営支援費	外部専門家から事業遂行上の問題等に関し指導を受けるために必要な経費		
④研究開発費	食品ロス削減に必要な技術等の研究開発及び機器、消耗品等の導入に必要な経費		原材料費
⑤その他経費	①～④以外で知事が認める食品ロス削減に必要な経費		知事が認める経費

(注)補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含まない。

○補助金交付手続きの流れ（応募から補助金受取りまで）



○添付書類（事業計画書、収支予算書）

◎この時点から事業を開始してください。

○概算払が必要な場合は、事前に相談してください。  
（提出時期は、随時です。）

○補助金交付申請書の計画内容に変更が生じた場合、  
あらかじめ提出してください。  
添付種類（事業計画書、収支予算書）

○事業の11月30日時点の実施状況を12月10日までに提出。  
○既に事業完了し、実績報告書を提出している場合は不要。

○事業完了後、速やかに提出してください。  
添付書類（事業の実績、収支決算書、実施状況の写真等）

○実績報告書の提出後、補助金の支払いまで1カ月以上かかる場合があります。